　　　境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、境港市が発注する建設工事等の適正な履行を確保するため、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った有資格者に対し、資格停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

（１）建設工事　市が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

（２）測量等業務　市が行う建設工事に係る測量業務（測量法（昭和24年法律188号）第５条に規定する公共測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第３号に規定する建設コンサルタントの行う業務をいう。）、地質調査（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する地質調査業者の行う地質調査をいう。）、補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する補償コンサルタントの行う業務をいう。）及び市長が認めたその他の業務をいう。

（３）道路・公園植栽管理等業務　市が行う道路及び公園の植栽管理等業務（樹木の剪定及び除草業務）をいう。

（４）建設工事等　建設工事、測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務をいう。

（５）有資格者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定に基づき定める建設工事等の入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者をいう。

（６）資格停止　有資格者が一定の要件に該当するため、建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合は、当該不適格とされた内容に応じて入札参加資格の有効期間内であっても入札に参加させないことをいう。

（７）措置基準表　第３条に定める別表第１及び別表第２をいう。

（８）一般工事等　建設工事等及び建設工事等以外の建設業法第２条第１項に規定する建設工事及び当該建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、または市発注以外の道路・公園植栽管理等業務をいう。

　（資格停止）

第３条　市長は、有資格者が別表第１又は別表第２の措置要件の欄に掲げるいずれかの不正行為等を行ったときは、それぞれ措置基準表の期間の欄に定める期間に基づき当該不正行為等の内容を勘案して市長が決定する期間の間、当該有資格者を建設工事等の入札に参加させないものとする。

　（資格停止の期間の特例）

第４条　有資格者が行った不正行為等が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等に２つ以上該当する場合における資格停止の期間の決定については、それぞれ措置基準表の期間の欄に定める期間を勘案して行うものとする。

２　有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における、措置基準表の期間の欄に定める期間の最短期間は、当該最短期間に２を乗じて得た期間（36月を限度とする。）とする。

（１）資格停止の期間満了後１年を経過するまでの間に、新たに措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、別表第１の措置要件の欄に掲げる不正行為等（第２号から第５号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に係る資格停止の期間満了後３年を経過するまでの間に、新たに別表第１の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったとき。

３　市長は、有資格者に資格停止を行う場合において、当該有資格者に情状酌量すべき特別の事由があるため当該資格停止に係る措置基準表の期間の欄に定める期間の最短期間を当該資格停止の期間とすることに不都合があるときは、当該最短期間を２分の１まで短縮して資格停止を行うことができる。前２項及び第７条の規定により資格停止の期間を特例として変更した場合においても、当該変更した後の最短期間を更に２分の１（同号に該当する場合にあっては、別表第１の第２号又は第５号の期間の欄に定める期間の最短期間を限度とする。）まで短縮して資格停止を行うことができるものとする。

４　市長は、有資格者に資格停止を行う場合において、当該有資格者に極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため当該資格停止に係る措置基準表の期間の欄に定める期間の最長期間を当該資格停止の期間とすることに不都合があるときは、当該最長期間に２を乗じて得た期間（36月を限度とする。）まで延長して資格停止を行うことができる。第１項の規定により資格停止の期間を特例として変更した場合においても、同様とする。

５　資格停止の期間中に当該資格停止を受けた有資格者が新たに措置基準表の措置要件の欄に該当する不正行為等を行った場合については、新たに行う資格停止の期間において、既に行っている資格停止の残余期間を加算することができる。この場合において、新たに行う加算後の資格停止の期間は、36月を超えてはならない。

　（下請負者の資格停止）

第５条　市長は、建設工事等の契約を締結した者（以下この条において「元請負者」という。）の資格停止を行う場合において、当該資格停止に係る事案について責任を負うべき下請負者（有資格者に限る。）があるときは、当該元請負者の資格停止の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の資格停止を行うことができる。

　（共同企業体の資格停止）

第６条　市長は、共同企業体（現存する２以上の事業者が共同して建設工事等を施工し、又は履行するために用いる共同経営の方式をいう。以下この条において同じ。）が施工し、又は履行する建設工事等に関しその構成員（以下この条において「原因構成員」という。）の資格停止を行うときは、当該原因構成員の資格停止の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格者である他の構成員の資格停止を行うことができる。ただし、明らかに当該資格停止に係る事案について責任を負わないと認められる者については、この限りでない。

　（独占禁止法違反等の不正行為等に対する特例）

第７条　第４条の規定にかかわらず、市長は、有資格者に資格停止を行う場合において当該有資格者が別表第３の不正行為等の欄に掲げる場合に該当することとなったとき（同条第２項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ同表の資格停止期間の欄に定める期間を資格停止の最短期間として資格停止を行うものとする。

　（不正行為等の報告）

第８条　各部の課長（以下「課長」という。）は、有資格者が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等を行ったときは、直ちに不正行為等報告書（様式第１号）により、主管部長に報告するものとする。

２　主管部長は、前項の規定により、課長から不正行為等報告書の提出があった場合は、必要な意見を付して、速やかに建設部長に提出するものとする。ただし、主管部長が建設部長である場合は、この限りでない。

３　建設部内の課長は、所管工事以外の建設工事等に関し、不正行為等が発生したことを知ったときは、速やかに不正行為等報告書により建設部長に報告しなければならない。

　（事情聴取）

第９条　主管部長は、資格停止に関し必要があると認めたときは、不正行為等を行った有資格者及びその関係者から、あらかじめ事情聴取をすることができる。

２　主管部長は、前項の規定により、事情聴取を行った場合は、必要な意見を付して、その内容を速やかに建設部長に提出するものとする。ただし、主管部局の長が建設部長である場合は、この限りでない。

　（資格停止の決定）

第10条　市長は、資格停止を行おうとするときは、境港市建設工事指名業者選定要綱第５条に規定する指名審査委員会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、その決定を行うものとする。資格停止の内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　審査会は、必要があると認めるときは当該資格停止に関係する課の職員等を審査会に出席させ、その意見を聴くことができる。

３　市長は、別表第２の措置要件の欄の第７号に掲げる資格停止を行おうとするときは、第１項の規定による審査会の意見聴取のほか、あらかじめ境港警察署長の意見を聴かなければならない。

４　建設部長は、第８条の規定により不正行為等報告書の提出を受けたものについて審査会の意見を聴いたときは、その内容を直ちに当該報告を行った者に通知するものとする。

　（資格停止の通知等）

第11条　市長は前条の規定による資格停止の決定をしたときは、その対象となる有資格者に対し、資格停止決定通知書（様式第２号）により資格停止の理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。

２　建設部長は、市長が前項の規定に基づく通知を行ったときは、各部局の長に対し、資格停止の決定について（通知）（様式第３号）により通知するものとする。

３　市長は、無資格の下請負者が当該資格停止に係る事案について責任を負うべきものであると認めたときは、当該下請負者に対し、有責認定通知書（様式第４号）により認定の理由及び下請等を認めない期間を通知するものとする。

　（資格停止の期間中の取扱い）

第12条　市長は資格停止の期間中は当該資格停止を受けた有資格者（以下この条において「資格停止者」という。）を建設工事等の入札に参加させ、又は当該資格停止者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他市長がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りではない。

２　市長は、未執行の指名競争入札において現に入札者として指名している有資格者が資格停止を受けた場合は、直ちに当該指名を取り消すものとする。

３　資格停止者は、当該資格停止の期間中は建設工事等の下請負者（測量等業務の全部又は一部を受注者等から再委託された者を含む。）となることができない。

　（資格停止の適用除外）

第13条　前条第１項で定めるその他市長がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約とは、次の各号に掲げるものとする。

（１）災害復旧、適期施工等のため速やかに建設工事等を発注する必要があると認められるとき。

（２）建設工事等の内容からみてその者でないと適切な施工又は履行が図れないと認められるとき。

２　市長は、前項の規定による資格停止の特例措置を行ったときは、資格停止変更通知書（様式第５号）により当該有資格者に対し通知するとともに、各部長に通知するものとする。

　（資格停止の期間の始期）

第14条　資格停止の期間の始期は、第11条の規定による資格停止の通知の日の翌日とする。

　（不服の申出）

第15条　第11条第１項又は第３項の規定による通知により資格停止を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第３号）に規定する境港市の休日を除く。）以内に、市長に対し、これに対する不服を申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による申出（以下この条において「不服申出」という。）を受けた場合において、当該不服申出に係る資格停止が審査会に意見を聴くべき案件として措置基準表で定めるもの（第６項において「審査会案件」という。）に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第４項の規定による措置（第５項及び第６項において「対応措置」という。）を講ずるに当たり、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

３　市長は、不服申出に理由がないときは、当該不服申出を棄却するものとする。

４　市長は、不服申出に理由があるときは、当該不服申出に係る資格停止の全部又は一部を取り消すものとする。

５　対応措置は、原則として、不服申出を受けた日の翌日から起算して20日（境港市の休日を定める条例に規定する境港市の休日を除く。）以内に行うものとする。

６　市長は、対応措置を行った場合において、当該不服申出に係る資格停止が審査会案件以外のものであるときは、当該対応措置の内容を審査会に報告するものとする。

　（資格停止の期間の繰越適用）

第16条　資格停止の期間が当該資格停止に係る入札参加資格（以下この条において「旧参加資格」という。）の有効期間を超える場合において、当該資格停止を受けた有資格者が引き続き市の入札参加資格（以下この条において「新参加資格」という。）を得たときは、新参加資格の効力が発生する日から起算して旧参加資格の有効期間を超える資格停止の期間の日数に相当する日数の間を引き続き資格停止の期間とみなすものとする。この場合において、新参加資格を付与する旨の通知を行うときは、併せて当該通知にその旨を記載するものとする。

　（既に契約を締結している有資格者に係る資格停止の例外）

第17条　資格停止を行う際、現に当該資格停止を行う有資格者と建設工事等の契約を締結している場合は、当該有資格者を引き続き当該契約の相手方とすることができる。

　（資格停止の引継）

第18条　資格停止の期間中に当該資格停止を受けた有資格者が第三者の有資格者と企業合併した場合又は営業譲渡等により第三者の有資格者に営業が受け継がれた場合は、当該資格停止を受けた有資格者に係る資格停止の効果は、業務を引き継いだ第三者の有資格者に継承させるものとする。

　（資格停止に至らない事由に関する措置）

第19条　市長は、有資格者が行った不適切な行為が措置基準表の措置要件の欄に掲げる不正行為等に該当しない場合において、特に必要があると認めるときは、当該不適切な行為を行った有資格者に対し、書面により警告を行うことができる。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　（境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の廃止）

２　境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和62年４月１日施行）は、廃止する。

　（経過措置）

３　この要綱の施行前の不正行為等又は不適切な行為に対する指名停止等の措置については、なお、従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

別表第１（第２条及び第３条関係）

地方自治法施行令第167条の４第２項に該当するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措　置　要　件 | 期　間 | 審査会案件 |
| 第１号に該当するもの  **（故意による粗雑工事）**  １　故意により建設工事等を粗雑に施工し、又は履行したと認められるとき。  第２号に該当するもの  **（贈賄）**  ２　次のア、イ又はウに掲げる者が公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。  （ア）代表役員等  （イ）一般役員等  （ウ）有資格者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使  　　用人」という。）  ３　有資格者が贈賄を行った事実は明確であるが、贈賄罪について公訴時効が成立しているとき。  **（独占禁止法違反行為）**  ４　業務（個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいう。以下この表及び別表第２において同じ。）に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１項第１号に違反し、建設工事等の請負契約又は委託契約（以下「請負契約等」という。）の相手方として不適当であると認められるとき。（５に掲げる場合を除く）  **（公契約関係競売等妨害又は談合）**  ５　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関して刑法第96条の６第１項（公契約関係競売等妨害）若しくは第２項（談合）の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。 | ３月以上12月以内  12月以上36月以内  ９月以上36月以内  ６月以上36月以内  ６月以上36月以内  12月以上36月以内  12月以上36月以内 | ○  ○  ○ |
| 第３号に該当するもの  **（契約の妨害）**  ６　建設工事等の契約に当たり、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。  **（契約の不締結）**  ７　建設工事等の契約に当たり、落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。  第４号に該当するもの  **（監督又は検査の妨害）**  ８　建設工事等の監督、検査若しくは施工又は施行に関し、本市職員の職務の執行を妨げたとき。  第５号に該当するもの  **（契約違反）**  ９　建設工事等の施工又は履行に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 | １月以上12月以内  １月以上12月以内  １月以上12月以内  ２週間以上４月以内 | ○  ○  ○  ○ |

別表第２（第２条及び第３条関係）

地方自治法施行令第167条の５第１項の資格要件に該当するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措　置　要　件 | 期　間 | 審査会案件 |
| **（虚偽記載等）**  １　建設工事等の請負契約等に係る一般競争又は指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、又は必要な報告を行わず請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。  ２　建設工事等の施工又は履行に当たり、発注者に虚偽の報告をする等、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。  **（粗雑工事）**  ３　建設工事等を粗雑に施工し、又は履行したと認められるとき。（別表第１の１「故意による粗雑工事」のときを除く。）  ４　市内において一般工事等を粗雑に施工し、又は履行したとき。（瑕疵が重大であると認められるときに限る。）  **（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）**  ５　建設工事等又は市内における一般工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。  **（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）**  ６　建設工事等又は市内における一般工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。  **（暴力団との関係）**  ７　有資格者（その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者（以下「経営幹部」という。）を含む。）が、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第 | １月以上６月以内  ２週間以上４月以内  １月以上12月以内  １月以上６月以内  １月以上６月以内  １月以上６月以内 | ○  ○  ○  ○  ○  ○  ○ |
| 14号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行ったとき。に該当することが判明したとき。 |  |  |
| （ア）暴力団員を経営幹部とすること。  （イ）暴力団員を雇用すること。  （ウ）暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。  （エ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与  えること。  （オ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。  （カ）建設工事等において、暴力団員から不当介入を受けな  がら市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。  （キ）暴力団又は暴力団員であること、又は（ア）から（オ）までのいずれかに該当する行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請けをさせること。  **（不当行為）**  ８　有資格者が、暴力行為等不当行為を行い社会的信用を失墜させたとき。  **（建設業法による処分）**  ９　建設業法に基づく次の処分を受けたとき。  （ア）同法第28条第３項の規定による営業停止処分  （イ）同法第28条第１項の規定による指示処分  **（法令違反）**  10　有資格者が、業務に関し、公訴の提起や行政処分を受ける等、法令に違反したことが認められるとき。  **（役員の法令違反）**  11　別表第１及び１から９までに掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。  **（資格停止期間中の有資格者の使用）**  12　資格停止の期間中の有資格者を下請負人として使用した  　とき、又は不正行為等を行った者を建設工事等の請負契約 | 12月以上36月以内  ６月以上36月以内  ４月以上36月以内  ６月以上36月以内  ２月以上36月以内  １月以上６月以内  １月以上36月以内  ２週間以上３月以内  １月以上12月以内  １月以上６月以内  １月以上６月以内  １月以上９月以内  １月以上６月以内 | ○  ○  ○ |
| 等の履行に当たり代理人、支配人又は下請負人として従事させたとき。  **（度重なる警告）**  13　第19条の規定による警告を２年間に２回以上受け、建設工事等の相手方として不適当と認められるとき。  **（供応接待等）**  14　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が市の職員（有資格者と職務上利害関係を有する者に限る）に対して社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を行ったとき（別表１第２及び第３に掲げる場合を除く）。  **（その他）**  15　別表第１及び１から14までに掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。 | ２週間以上２月以内  １月以上３月以内  その都度決定 | ○  ○  ○ |

別表第３（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不正行為等 | | 資格停止期間 |
| （１）市の職員が談合情報を入手した場合又は談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の３第２項に規定するものをいう。以下同じ。）があると疑うに足りる事実を確認した場合で有資格者から談合を行っていない旨の誓約書を徴収したときにおいて、当該有資格者が別表第１の第４号若しくは第５号に掲げる不正行為等を新たに行ったとき、又は当該誓約書に係る不正行為等を行っていた事実が明らかとなったとき。 | ア　有資格者である個人若しくは法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下これらを「代表役員等」という。）又は有資格者の役員若しくは営業所（請負契約を締結する権限を有する事務所に限る。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下これらを「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合 | 36月 |
| イ　ア以外の場合 | 別表第１の措置要件の欄の第４号又は第５号に掲げる不正行為等ごとに同表の期間の欄の最短期間に1.5を乗じて得た期間 |
| （２）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項の規定による各省各庁の長等の調査の結果、同法第２条第５項に規定する入札談合等関与行為があった場合において、有資格者が当該関与行為に関係して別表第１の措置要件の欄の第４号に掲げる不正行為等を行ったとき（第１号に該当することとなった場合を除く。）。 | | 別表第１の措置要件の欄の第４号又は第５号に掲げる不正行為等ごとに同表の期間の欄の最短期間に１月を加算した期間 |
| （３）市又は他の公共団体の職員が公契約関係競売等妨害（刑法第96条の６第１項に規定するものをいう。 | |
| 以下同じ。）又は談合の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合において、有資格者が当該職員の容疑に関して別表第１の措置要件の欄の第５号に掲げる不正行為等を行ったとき（第１号に該当することとなった場合を除く。）。 | |

様式第１号（第８条関係）

不　正　行　為　等　報　告　書

建設部長、主管部局長　様

　このことについて、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

　　　年　　月　　日

主管部局長、各担当課長

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不 正 行 為 等 事 項 | 不正行為等の概要 | |  | | | |
| 該当基準 | | 別表 | | | |
| 関係工事名等 | |  | | 請負金額 |  |
| 発注者 | |  | | 工期 |  |
| 発生年月日 | |  | | 発生場所 |  |
| 関 係 建 設 業  者 | 元 請 業 者 等 | 商号又は名称 | |  | 代表者氏名 |  |
| 所在地 | |  | | |
| 参加資格有無 | |  | 格付等級 |  |
| 下 請 業 者 等 | 商号又は名称 | |  | 代表者氏名 |  |
| 所在地 | |  | | |
| 参加資格有無 | |  | 格付等級 |  |

（注）１．必要に応じて、新聞情報、その他参考資料を添付すること

様式第２号（第11条関係）

資　格　停　止　決　定　通　知　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

商号又は名称　　様

このたびの貴社の行為は、建設工事等の受注者としての社会的期待及び責任に照らし、あってはならないものです。

よって、今後本市が発注するすべての建設工事等の入札参加資格を、下記のとおり停止することとしましたので通知します。

なお、この措置に不服があるときは、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第15条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第３号）に規定する境港市の休日を除く。）以内に、その旨申し出ることができます。

　　　年　　月　　日

境 港 市 長

記

１　理由

２　資格停止の期間

　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

３　その他

資格停止の期間中は、本市が行う建設工事等の下請負者となることもできません。

様式第３号（第11条関係）

　　年　　月　　日

　各部局長　様

境港市建設部長

（公印省略）

資　格　停　止　の　決　定　に　つ　い　て（　通　知　）

このことについて、下記のとおり資格停止となりましたので、ご承知ください。つきましては、資格停止期間中に市が発注する建設工事等の競争入札等（随意契約による場合も含む。）において、当該業者を参加させることのないよう、ご注意ください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| **1. 対象者名** |  |
| **2. 本社所在地** |  |
| **3. 資格停止期間** |  |
| **4. 資格停止に係る事案** | |
|  | |
| **5. 資格停止理由** | |
|  | |

様式第４号（第11条関係）

有　責　認　定　通　知　書

第　　　　　　　号

商号又は名称 様

このたびの貴社の行為は、建設工事等を施工（履行）する者としての社会的期待及び責任に照らし、あってはならないものです。

よって、今後本市が発注するすべての建設工事等の下請等を行うことについて、下記に掲げる期間は認めないこととしましたので通知します。

なお、この措置に不服があるときは、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱第15条の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第３号）に規定する境港市の休日を除く。）以内に、その旨申し出ることができます。

　　　　　年　　月　　日

境 港 市 長

記

１　理由

２　資格停止の期間

　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

様式第５号（第13条関係）

資　格　停　止　変　更　通　知　書

第　　　　　　　号

商号又は名称 様

　　年　　月　　日付　第　　　　　　　号で通知した資格停止について、下記工事等の契約についてのみ、これを承認します。

　　　　　年　　月　　日

境 港 市 長

記

１　工事名

２　工事場所